

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第383号）

〔 地方踏切道改良計画に係る文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和5年7月25日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月15日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化事業に伴い、過日〔令和元年8月17日午後2時共用開始〕道路開通された主要地方道美原太子線（粟ヶ池バイパス）について

今回、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について〔国土交通省 令和3年4月13日 運輸局路政課 都市局街路交通施設課 鉄道局施設課〕第一弾で指定された【仮美原太子線、大阪府富田林市：近畿日本鉄道 長野線、府道美原太子線】が第12号により指定されています

当該道路は、鉄道事業法・運輸省令で、踏切道は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令において「鉄道は道路と平面交差してはならない（以下省略）」また同じく法・法律、道路法（道路と鉄道の交差）【当該交差の方式は、立体交差としなければならない】であるなか、令和元年8月17日共用開始された道路であり、共用開始より道路・踏切道に立哨されていた保安要員（監視員）も2020（令和2年）7月1日より立哨の保安要員も廃止され、鉄道と道路、道路と鉄道が新しい踏切道（仮美原太子）で平面交差している道路である中、今回新たに改良すべき踏切道として第12号（地域課題踏切）として指定された、地域課題踏切として取り組まれる具体的な施策、また地区・地域の課題踏切・道路としての実施されるべき、より具体的な実施される施策、実施項目等を具体的に、詳細にわかりやすく情報の開示されたい

追：2021. 3月27日PM15：55頃、事故がありました、鉄道と道路、道路と鉄道が平面で交差していなければ、起こり得ない事故であったかと〔個人の意見、所感である〕

以上、今回「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」により、指定された改良すべき踏切道【仮美原太子線、大阪府富田林市：近畿日本鉄道 長野線、府道美原太子線】第12号（地域課題踏切）指定に伴う、より詳細・具体的な実施・施行される施策・実施事項・項目等を詳細にわかりやすく情報の開示されたい

- 2 同年5月6日付けで、実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

踏切道改良促進法に基づく地方踏切道改良計画については、行政文書の公開請求があった令和3年4月15日時点では作成していないため。

- 3 同月8日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

- (1) 令和3年5月6日付け道整第1121号の不存在による非公開決定通知書について処分の取消しを求める。
- (2) のどかな農村地域の鉄道線路に【してはならない（鉄道事業法）】また【しなければならぬ（道路法）】共に、法・法律に違反して新たに、新しく鉄道線路と平面で交差する、踏切道が敷設・新設され、今回また、その鉄道線路と平面で交差する新たに、新しく敷設・新設された踏切道【道路路線名：府道美原太子線〔主要地方道美原太子線（粟ヶ池バイパス）2019（令和元年）8月7日午後2時共用開始〕】が、国土交通省「改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について（令和3年4月1日）」に法指定されたものである。

法・法律により指定された、「改良すべき踏切道（地域課題踏切道、道路路線名：府道美原太子線）」課題を克服・解消され、地域・地区の安全・安心を守るがための、あらゆる実施される施策、実施項目等を具体的に、かつ詳細にわかりやすく情報の公開、行政文書の公開をすべきものである。

また大阪府情報公開条例第8条第1項第1号（趣旨）事業者の事業活動が原因となって、現に発生しているか、将来発生する蓋然性が高い危害から人の生命、身体、健康を保護するため、あるいは、人の生活、財産に重大な影響を及ぼす違法な又は著しく不当な事業活動から、人の生活、財産を保護することが必要な情報は、本号本文に該当する情報であっても公開するのが、本号括弧書きの趣旨である。人の生命等に対し、危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報は、事業者の事業活動が違法な又は著しく不当であるか否かにかかわらず、公開することが必要な情報「例外公開情報」に抵触である

その他（法・法律）等

○法・法律 鉄道事業法【昭和六十一年十二月四日 法律第九十二号】

- ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令〔平成十三年十二月二十五日 国土交通省令第百五十一号〕

第五章（道路との交差）

第三十九条 鉄道は、道路（一般公衆の用に供する道をいう。以下同じ。）と平面交差してはならない（以下省略）

・近畿運輸局、問合せ回答抜粋（2019年6月7日 16:01）

踏切道は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令において、「鉄道は道路と平面交差してはならない。ただし、新幹線または新幹線に準ずる速度で運転する鉄道以外の鉄道であって、鉄道及びこれと交差する道路の交通量が少ない場合又は地形上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。」と規定されています。

また、第10次交通安全基本計画により、踏切道の徐却・統廃合を促進しておりますが、移設や廃止を伴うなど踏切道数が増加しない場合等は認められる場合があります。

○ 法・法律 道路法【昭和二十七年 法律第八十号】

（道路と鉄道との交差）

第三十一条（前文省略）ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の回転数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 反論書における主張

南河内地区・地域の発展また行政活動の進捗・発展、展開を図るための鉄道高架化工事・事業においての、鉄道高架化又道路整備事業において、現行の法律では、鉄道と道路は交通事故防止のため立体交差することが義務付けられているものである。

鉄道線路に新しく踏切を作ることは、人・人間、一般公衆の命を守るがために禁止（法・法律）されているものである

法・法律

○ 運輸省令「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」第五章（道路との交差）

第三十九条 鉄道は、道路（一般公衆の用に供する道をいう。以下同じ。）と平面交差してはならない（以下省略）

○ 道路法（道路と鉄道との交差）

第三十一条（前文省略）ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の回転数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

今その鉄道高架化前の線路に、新しい道路が運輸省令に抵触・違反して道路の仮開通（令和元年8月7日）され、仮開通以来絶対的に人の命・人間の命を守るがための監視員（保安要員）までもが廃止されたままである公共事業の推進の中、本年令和3年4月、国土交通省から法律「踏切道改良促進法」に基づき【改良すべき踏切道】と同路線「府道美原太子線」が法・法律により指定されたものである、この法・法律により指定された鉄道線路に新しく新設・仮敷設された鉄道踏切道と同、鉄道線路に平面で交差新設敷設された【地域課題踏切】第12号指定、法指定の改良すべき踏切道について同事業を公共事業という名目で進められ、展開されている一般公衆、人・人間の命を守るがための危険の除去、人・人間の命を守るがためのあらゆる施策・方策等を早急に示し実施（開示）、情報公開すべきものである

法律違反の道路の仮開通以来、絶対的に人の命・人間の命を守るがために立哨されてい

た、保安要員（監視員）も廃止（令和2年7月1日）され、法・法律に違反、抵触して仮開通された道路であり、人・人間、一般公衆の命を軽視・無視した法・法律に違反抵触して仮開通された道路と鉄道、今また、国交省から「改良すべき踏切道」地域指定である、公共事業として、法・法律に違反・抵触して進捗される工事・事業である、人・人間の命を軽視・無視されて進捗される事業・工事である、今回「踏切道改良促進法」により指定された改良すべき踏切道と同路線、第12号指定【地域課題】である、法・法律により指定、指定された事項・事案である、大阪府事業、公共事業を展開されている公共事業者として安全・安心、完結無欠の対策、対応を、詳細、詳しく特に人・人間、また一般公衆の安全・安心、命を守るがための方策・施策、対応方について情報公開すべき公共事業であり、また大阪府情報公開条例第8条第1項第1号公開することが必要な条例、法・法律に違反・抵触して道路と鉄道との平面で交差して道路の仮開通、人の命・人間の命を軽視・無視して事業展開されている「例外公開情報」にも抵触、条例違反、情報公開すべきである。

3 口頭意見陳述における主張

鉄道高架化又道路整備事業において、現行の法律では、鉄道と道路は交通事故防止のため立体交差することが義務付けられており、新しく踏切を作ることは、一般公衆の命を守るがために禁止されている。命を守るためのあらゆる施策・方策等については早急に示されるべきであり、文書は存在するはず。よって、その開示を求めたもの。

第四 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が提起した本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において当該弁明に不合理な点はない。

また、本件審査請求に係る本件決定は、条例第13条第2項の規定に基づき適正に行われていることから、諮問実施機関は本件決定に違法、不当はないものとする。

第五 実施機関の主張要旨

1 実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件請求の記載内容をもとに行政文書を特定するため、請求の趣旨を聞き取り、行政文書を特定した。

この聞き取りにおいて、審査請求人は踏切道改良促進法に基づく地方踏切改良計画の公開を求めていることを確認した。

実施機関は、本件請求があった時点では、地方踏切道改良計画を作成しておらず保管し

ていない。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張は、概ね次のとおりである。

(1) 踏切道改良促進法に基づく事務について

ア 踏切道改良促進法について

踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第3条第1項において、国土交通大臣は、踏切道における交通量等を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとしてされている。

また、法第4条第1項に基づき、道路管理者等は、法第3条第1項の規定による指定があったときは、協議により当該指定に係る踏切道の改良に関する計画を作成して、国土交通大臣に提出しなければならないとされている。

イ 仮美原太子線に係る指定等の状況について

本件請求の対象である仮美原太子線に係る指定等の状況については、次のとおりである。

国土交通大臣の指定 令和3年4月13日

国土交通大臣への地方踏切道改良計画の提出 令和3年5月28日

(2) 本件請求に係る対象文書の特定等について

本件請求における「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載内容では、本件請求に係る行政文書の特定が困難であったため、令和3年4月30日に審査請求人に対して、本件審査請求に係る趣旨の確認を行った。その上で、審査請求人が求めている「地域課題踏切として取り組まれる具体的な施策、また地区・地域の課題踏切・道路としての実施されるべき、より具体的な実施される施策、実施項目等」に関する文書とは、踏切に関する安全対策・施策を示す文書であり、具体的には立体交差化事業を示すことから、本件請求に係る対象文書を「踏切道改良促進法に基づく地方踏切改良計画」であると特定し、かつ、他に文書がない旨を審査請求人に対し説明した。また、審査請求人に対し、請求のあった時点では、対象文書を作成していないことや地方踏切道改良計画は作成次第、請求があれば速やかに公開する旨を説明した。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、その

ことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件請求に係る対象文書の特定等について

実施機関は、第五の2に記載のとおり本件請求に係る対象文書を「踏切道改良促進法に基づく地方踏切改良計画」と特定している。

当審査会において、実施機関に対し、当該文書を特定するに至った過程について説明を求めたところ、実施機関の説明は、第五の2(2)のとおりであった。当該説明に不自然な点はなく、本件請求に係る対象文書を特定する過程について問題は認められない。

(2) 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求があった時点では、地方踏切道改良計画を作成しておらず、保管していないことから、対象文書を不存在として本件決定を行ったと主張する。

この点、当審査会において関係書類を確認したところ、第五の2(1)イのとおり、仮美原太子線が国土交通大臣から改良すべき踏切道として指定されたのは令和3年4月13日であり、地方踏切改良計画が国土交通大臣に提出されたのは同年5月28日であった。また、実施機関は、第五の2(2)のとおり、審査請求人に対し、対象文書は作成次第、請求があれば速やかに公開する旨を説明している。

したがって、同年4月15日付けで本件請求がなされた時点において、本件対象文書を作成していないとの実施機関の主張に不自然な点は認められず、不存在を理由に非公開決定を行った実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子